

# 調査官室

だより

「家庭裁判所調査官」を知っていただくため、京都家庭裁判所調査官室から「調査官室だより」をお届けします。

## 家庭裁判所調査官とは

～家庭や非行の問題解決のプロフェッショナル～

- 家庭裁判所で働く国家公務員
- 学部不問、資格不要（採用後約2年の充実した研修あり）
- 家庭裁判所で扱う家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りを  
目指して、法律だけで割り切れない、一人ひとりが抱える人間関係や生活環境などの要素を考慮し、将来を見据えて、よりよい未来に向けた解決に貢献
- 当事者等との面接を中心に、家庭訪問や学校等訪問も実施
- 法的判断を行う前提として、客観的な事実に加え、心理的な事実（当事者や少年の心情等）や非言語的な情報（表情、しぐさ等）にも着目
- 法律に加えて、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門的な知見や技法を活用
- 収集した事実や情報を分析・評価し、裁判官に報告・意見提出

もっと詳しく知りたい方は→  
採用パンフレット  
(ページの下の方にあります)



調査官のやりがいとは？  
裁判所で働くということ。(動画)→



「家庭裁判所調査官」についてのご質問は、京都家裁企画係まで。  
電話:075-722-7211(内線455) ※平日午前9時～午後5時でお願いします。